平成２９年（フ）第２８３号
神奈川県小田原市寿町４丁目４番７号
破産者　三上　京子
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５３号
兵庫県高砂市曽根町454番地の６、住民票上の住所兵庫県高砂市曽根町2145番地の１
破産者　藤本　泰彦
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２５号
兵庫県姫路市林田町松山28番地、従前の住所兵庫県丹波市柏原町柏原2145番地２　第１柏原マンション105号
破産者　ワンワン牧場こと　河崎　雄三
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６５号
兵庫県加古郡播磨町北本荘２丁目７番１号柴屋ビル301号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の11　城の宮県営住宅２－302号
破産者　脇田　隆二
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０６号
兵庫県姫路市安富町三坂184番地
破産者　森上むつみ
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３１号
兵庫県姫路市亀井町80番地
破産者　ナニワヤこと　藤堂　憲治
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３４６号
広島市中区光南５丁目１番61―208号、開始決定時の住所広島市南区比治山本町６番２号土井ビル
破産者　土井　孝行
1　決定年月日　平成29年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７０号
札幌市南区藻岩下５丁目４番15号
破産者　桑尾　央惠（旧姓藤村・木下）
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３３号
札幌市白石区本郷通８丁目南５番13―102号
破産者　五十嵐愼一
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８号
釧路市昭和町２丁目９番18号
破産者　土井　卓朗
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３９号
横浜市港南区下永谷１丁目29番７号、破産手続開始決定時の住所仙台市若林区六丁の目南町９番48号　コーポ南松Ａ棟102
破産者　榊原　敏江（破産手続開始決定時の氏名米澤敏江）
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
宮城県東松島市小野字町裏127番地
破産者　手代木淳一郎
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
秋田県能代市落合字中大野台１番地107
破産者　桐越　敏美
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１２号
千葉県柏市増尾５丁目14番３号　サンライズ増尾101号、申立時の住所秋田県由利本荘市下大野９番地７　エスポワールⅡ101号室
破産者　井嶋　拓朗
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第２１号
秋田県由利本荘市裏尾崎町２番地２
破産者　佐々木裕子
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第９４号
福島県郡山市八山田３丁目77番地　パークタウンＤ棟205号、住民票上の住所福島県本宮市松沢字竹重内44番地
破産者　菊地　正憲
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
福島県郡山市開成４丁目16番13号　ライオンズマンション開成Ｄ棟302号、旧住所福島県福島市八木田字水神143番地　チェリーブロッサムズＨ号室
破産者　田中　一希
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
群馬県伊勢崎市今井町284番地１　サンヒルズ今井町Ｂ204
破産者　岩本　和也
1　決定年月日　平成29年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係